

## 安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書（要約版）

広島市では、ごみ焼却施設（清掃工場）である安佐南工場の老朽化に伴い、本工場の建替事業を計画しており、これまでに、焼却能力600t / 日、建替場所を沼田運動広場として環境影響評価の手続きを進めていました。

一方で、従来のようにごみが増加することを前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負荷を小さくしていくというゼロ・エミッションシティへ転換するため、平成16年7月に「ゼロ・エミッションシティ広島を目指す減量プログラム」を策定し、今後、市民、事業者、行政が一体となってごみ減量プログラムに取り組み、将来のごみ量を減らしていくための施策を進め、将来の本市全体の清掃工場の焼却能力の見直しを行いました。

このことにより、新しい安佐南工場の焼却能力を600t / 日から400t / 日に、建替場所も沼田運動広場から現安佐南工場敷地内に変更するなど事業計画を大幅に変更しました。

これに伴い、再度、環境影響評価を実施し、皆さまのご意見を伺いたいと考えています。

### 1 環境影響評価の目的及び実施手順等

環境影響評価は、事業をより環境に配慮したものとするために、事業を実施した場合の環境への影響について、事前に調査、予測及び評価を行うものです。（図-1参照）

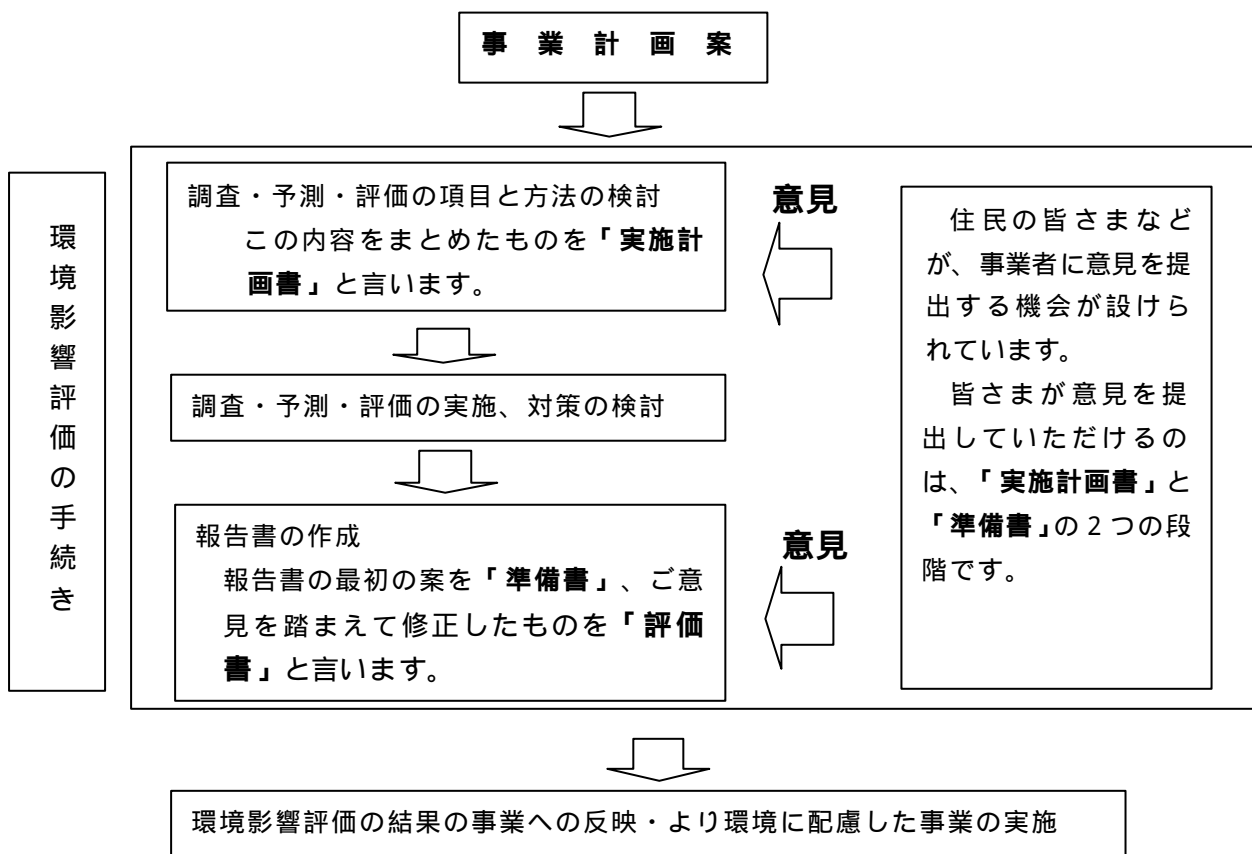


図-1 環境影響評価の実施手順

### 2 事業者の名称等

事業者の名称：広島市（環境局施設部施設課）

代表者の氏名：広島市長 秋葉 忠利

主たる事務所の所在地：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

### 3 事業の目的及び内容等

#### (1) 事業の目的

ダイオキシン類の削減などを目的とした清掃工場の大型化、集約化の整備方針の基に、可燃ごみの安定した全量焼却体制を維持するため、将来の安佐南区、安佐北区及び佐伯区のごみ排出量に応じた焼却能力と、平成20年代前半に更新時期を迎える佐伯工場及び安佐南工場の機能を集約した清掃工場として、現工場の建替えを計画しています。

#### (2) 事業の内容

名 称：安佐南工場建替事業

種 類：廃棄物焼却施設の設置

規 模：400 t / 日 (連続運転式)

事業計画地：広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫3990番地（現工場敷地内）

焼却するごみの内容：家庭系可燃ごみ、大型ごみ等の資源化残渣、事業系可燃ごみ、事業系廃プラスチック、都市美化ごみ

ごみの受入対象区域：主に安佐南区、安佐北区、佐伯区

稼働開始時期：平成25年度を予定

ごみ収集車の搬入ルート：主に西風新都外環状線を利用する。ただし、西風新都外環状線が整備されるまでは、主に中筋沼田線、西風新都中央線、伴中央線、伴南線、西風新都外環状線（整備済み区間）、瀬戸大下線、広島豊平線を利用する。

ごみの搬入体制：終日（休日、祝日を含む。ただし、年末年始は除く。）

##### 【ごみの搬出量予測】

区 分	ごみ排出量予測 ( t / 日 ) 平成36年度 ( 2024年 )	必要処理能力 ( t / 日 )	
		実処理能力	公称能力
家庭系可燃ごみ ( 大型ごみ等の資源化残渣を含む )	1 4 5	2 8 4	3 8 6 4 0 0
事業系可燃ごみ ( 都市美化ごみを含む )	1 1 2		
事業系廃プラスチック	2 7		
合計	2 8 4		

実処理能力：補修点検期間による休炉及び平均稼働率を考慮した処理能力をいいます。実処理能力は、公称能力の約73.6%となります。

### 4 事業計画地周辺の概況

#### (1) 自然的状況

事業計画地周辺の環境の現況として、大気質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。騒音は交通量の多さを反映して環境基準を達成していないところがあります。河川の水質は、生物学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成していません。

#### (2) 社会的状況

事業計画地は、「住み」「働き」「学び」「憩う」という社会機能を備えた新たな都市拠点として開発計画されている「ひろしま西風新都」の北端に位置しており、近年人口の増加が著しい地域です。

### 5 主な環境配慮事項

#### (1) 事業計画地の選定に係る配慮事項

事業計画地は、現工場を解体した跡地としているため、大規模な地形改変や樹木等の伐採を最小限に抑えられるとともに、動植物への影響も回避、低減できます。

#### (2) 環境への負荷の低減に係る配慮事項

現工場解体工事においては、厚生労働省通知に基づき、作業によって生じる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するとともに、ダイオキシン類の調査を行うことにより周辺の環境保全に万全を期します。

工事中及び施設から発生する排水は、適正な処理を行った上、公共下水道へ排出し、周辺河川への影響を回避します。

高度技術の導入により排ガス中の有害物質を可能な限り抑制します。  
 悪臭を含む空気は焼却炉の燃焼用空気として使用し、外には出しません。  
 ごみ焼却により発生する余熱を発電や給湯に使用します。  
 施設は景観に配慮した構造、色彩にするとともに、敷地内は植栽等により自然環境や周辺住宅地との調和を図ります。

## 6 環境影響評価項目と調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法については、以下に示す本事業に係る環境影響評価の基本的事項とともに、事業特性及び地域特性を勘案して選定しています。なお、大気質、騒音、振動、悪臭及び水質の調査地点は図-2のとおりです。

本事業に係る環境影響評価の基本的事項
現地調査は、平成14・15年度実施した調査結果（モニタリング調査を含む。）を活用し、対応できない事項についてのみ新たに実施します。 事業計画地周辺の開発事業を考慮した環境影響評価を実施します。 「広島市環境影響評価条例」に基づき定められた「技術指針」に基づき実施します。

大気質(二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類等)

大気質調査は平成14・15年度に事業計画地の周辺6地点で、また、気象(地上、上層)の調査は1地点でそれぞれ実施した調査結果を使用します。

予測は事業計画地周辺とし、工事中は、現工場解体工事、建設機械の稼働や工事車両の運行、供用後は施設の稼働やごみ収集車等の運行により発生する大気汚染物質についての影響を予測・評価します。

騒音・振動

道路交通騒音・振動の調査は事業計画地の周辺10地点、環境騒音・振動の調査は5地点で行います。また、交通量の調査は8地点で行います。予測は事業計画地周辺とし、工事中は、現工場解体工事、建設機械の稼働や工事車両の運行、供用後は施設の稼働やごみ収集車等の運行により発生する騒音・振動についての影響を予測・評価します。

悪臭

悪臭調査は事業計画地の周辺1地点で行います。予測は事業計画地周辺とし、施設の稼働やごみ収集車等の運行による悪臭の影響を予測・評価します。

水質(水の濁り)

水質調査は平成14・15年度に事業計画地の周辺3地点で実施した調査結果を使用します。予測は造成や工事の施工による水の濁りについての影響を予測・評価します。

土壤汚染

土壤調査は平成14・15年度に事業計画地の周辺で森林土壌5地点、農地土壌4地点、宅地土壌10地点で実施した調査結果を使用します。予測は事業計画地周辺とし、現工場解体工事や施設の稼働による影響を予測・評価します。

日照障害

日照障害の調査は平成14・15年度に実施した事業計画地の周辺における建築物の状況、土地利用状況の調査結果を使用します。予測は施設の存在による影響を予測・評価します。

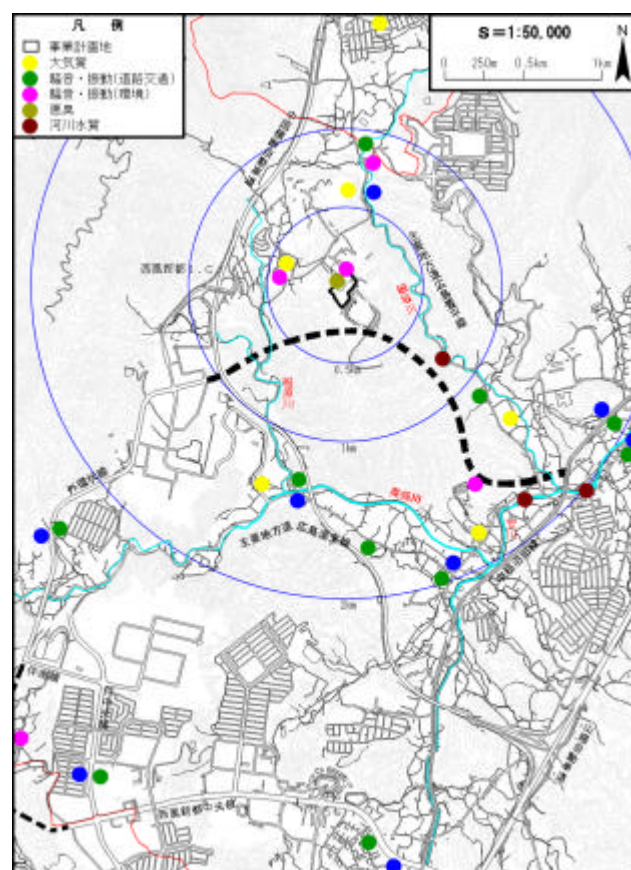


図-2 事業計画地及び周辺調査地点

## 電波障害

電波障害の調査は事業計画地周辺の建築物の状況、電波受信状況の調査を行い、予測は施設の存在による影響を予測・評価します。

## 生物(動物、植物、生態系)

生物調査は平成14・15年度に実施した事業計画地の周辺における鳥類や昆虫類、植物相等を対象にした調査結果を使用します。予測は現工場解体工事や建設機械の稼働、施設の稼働による影響を予測・評価します。

## 景観

景観調査は事業計画地の周辺5地点で行います。予測は施設の存在による影響を予測・評価します。

## 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場の調査は事業計画地の周辺で情報の収集、文献調査等により行います。予測は現工場解体工事、工事車両及びごみ収集車等の運行による影響を予測・評価します。

## 廃棄物等

現工場解体工事及び施設の稼働による廃棄物の発生量を予測・評価します。

## 温室効果ガス

施設の稼働による温室効果ガスの発生量を予測・評価します。

## 地域イメージ

地域住民が日常的に抱いている地域に対するイメージについて平成14・15年度に実施したアンケート調査結果を使用し、事業の実施による地域イメージへの影響を予測・評価します。

## 健康と保健

平成14・15年度に実施した事業計画地周辺住民の年齢別人口、環境の現況把握、住民の疾病状況の把握及び現安佐南工場と新安佐南工場の比較により健康への影響について予測・評価を実施します。

### 【環境影響評価実施計画書の縦覧等について】

下記の期間、場所において「安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書」の縦覧を行います。この実施計画書については環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

#### 【縦覧期間】

平成17年7月1日(金)～平成17年7月31日(日)

#### 【縦覧場所・時間】

場 所		時 間
広島市役所本庁舎 (中区国泰寺町1-6-34)	環境局環境保全課(市役所本庁舎4階)	土曜日、日曜日及び祝日を除く日の 午前8時30分～午後5時
	環境局施設部施設課(市役所本庁舎4階)	
広島市環境局安佐南工場(安佐南区沼田町大字伴3990)		
広島市安佐南区役所	区政振興課(安佐南区古市1-33-14)	
	沼田出張所(安佐南区沼田町大字伴6301-1)	
広島市安佐北区役所	区政振興課(安佐北区可部4-13-13)	
	安佐出張所(安佐北区安佐町大字飯室3052-1)	
広島市まちづくり市民交流プラザ(中区袋町6-36)		火曜日及び祝日を除く日の 午前9時30分～午後10時
広島市沼田公民館(安佐南区沼田町大字伴5697)		火曜日及び祝日を除く日の 午前8時30分～午後10時
広島市安佐公民館(安佐北区安佐町大字飯室3455-1)		

#### 【意見書の提出先等】

- ・記載事項
  - ・提出される方の氏名・住所(法人等の場合には、名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地)
  - ・対象となる環境影響評価実施計画書の名称(「安佐南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書」)
  - ・環境保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載)  
決まった様式はありませんので自由に記載してください。
- ・提出方法 郵送、ファックスにより送付又は持参してください。  
広島市ホームページ(<http://www.city.hiroshima.jp>)「お知らせ・募集・求人」内の「意見募集」ページ(ご意見投稿フォーム)からも送付できます。
- ・提出先 広島市環境局施設部施設課  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 FAX (082)504-2229  
持参される場合には、各縦覧場所でも受け付けます。
- ・提出期限 平成17年8月15日(月) (必着)

#### 【実施計画書についての問合せ先】

広島市環境局施設部施設課(〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL(082)504-2211)